（代替措置）

第十二条　令第八条から第十条まで及び第十六条第二項及び第三項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長等が適当と認めたときは当該箇所に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。

［２・３　略］

（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）

第十八条　令第八条第一項の大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、規格省令第二条第二号に規定する消防ポンプ自動車（以下「消防ポンプ自動車」という。）であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。

［一　略］

二　自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。）を備え付けていること。

［三　略］

［２～８　略］

（消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置）

第二十条の二　令第十六条第三項の総務省令で定める容量は、五千八百リットルとする。

２　令第十六条第三項の大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するものとして総務省令で定めるものは、第十八条第一項第二号及び第二項の規定に該当する消防ポンプ自動車であつて、同条第三項第二号に規定する性能を有するものとする。

３　令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによつて支障なく消火活動ができることとする。

（普通泡放水砲による代替措置）

第二十条の三　令第十六条第四項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

［一～五　略］

２　令第十六条第四項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

［一～三　略］

３　令第十六条第四項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（代替措置）

第十二条　令第八条から第十条まで及び第十六条第二項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長等が適当と認めたときは当該箇所に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。

［２・３　同上］

（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）

第十八条　［同上］

［一　同上］

二　自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。）を備え付けていること。

［三　同上］

［２～８　同上］

［新設］

（普通泡放水砲による代替措置）

第二十条の二　令第十六条第三項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

［一～五　同上］

２　令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

３　令第十六条第三項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。